

東京都がん対策推進計画（第三次改定） 分野別施策（案）

東京都がん対策推進計画における分野別施策（抜粋）

構成

国の第4期がん対策推進基本計画の構成を踏まえ、都の次期計画（第三次改定）では現行計画（第二次改定）の各事項を更新・充実させる。

第三次改定（案）	第二次改定	【参考】がん対策推進基本計画（第4期）
<p>I がんの予防・早期発見</p> <p>1 がんのリスクの減少（がんの一次予防）に向けた取組の推進</p> <p>(1) 生活習慣病及び生活環境に関する取組の推進</p> <p>①喫煙・受動喫煙に関する取組</p> <p>②食生活や身体活動等に関する取組</p> <p>(2) 感染症に起因するがんの予防に関する取組の推進</p> <p>2 がんの早期発見（がんの二次予防）に向けた取組の推進</p> <p>(1) がん検診の受診率向上に関する取組の推進</p> <p>(2) 科学的根拠に基づくがん検診の実施及び質の向上に関する取組の推進</p> <p>IV 施策を支える基盤づくり</p> <p>3 正しい理解の促進</p> <p>(1) 学校におけるがん教育の推進</p> <p>(2) あらゆる世代に対する健康教育及び普及啓発</p>	<p>I がんのリスクの減少（がんの一次予防）に向けた取組の推進</p> <p>1 生活習慣病及び生活環境に関する取組の推進</p> <p>(1)喫煙・受動喫煙に関する取組</p> <p>(2)食生活や身体活動量等に関する取組</p> <p>2 感染症に起因するがんの予防に関する取組の推進</p> <p>II がんの早期発見（がんの二次予防）に向けた取組の推進</p> <p>1 がん検診の受診率向上に関する取組の推進</p> <p>2 科学的根拠に基づくがん検診の実施及び質の向上に関する取組の推進</p> <p>VIII 施策を支える基盤づくり</p> <p>3 学校におけるがん教育の推進</p> <p>(1) 学校におけるがん教育の推進</p> <p>(2) あらゆる世代に対する健康教育及び普及啓発</p>	<p>第2 分野別施策と個別目標（抜粋）</p> <p>1.科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実</p> <p>(1) がんの1次予防</p> <p>①生活習慣について</p> <p>②感染症対策について</p> <p>(2) がんの2次予防（がん検診）</p> <p>①受診率向上対策について</p> <p>②がん検診の精度管理等について</p> <p>③科学的根拠に基づくがん検診の実施について</p> <p>4.これらを支える基盤の整備</p> <p>(3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発</p>

分野別施策 がんの一次予防（喫煙・受動喫煙）

現行の計画

【取組の方向性】

- ①喫煙率の減少に向けた啓発や環境整備の推進
- ②受動喫煙対策の推進

【目標】

- 成人の喫煙率：全体12%、男性19%、女性6%
(やめたい人がやめた場合の喫煙率)
- 受動喫煙の機会：受動喫煙をなくす

現状・これまでの取組

- ①喫煙率の減少に向けた啓発や環境整備の推進
 - * 喫煙が健康に与える悪影響についての理解促進
 - ・ホームページに最新情報を掲載
 - ・両親学級向け啓発用リーフレットの作成、配布（R2～）
 - * 禁煙希望者が禁煙しやすい環境の整備
 - ・特定健康診査データを活用した禁煙支援事業の実施（モデル事業）（R5～）
 - ・禁煙治療費助成自治体への補助
 - ・禁煙を推奨するリーフレットの作成、配布（R1～）
 - * 未成年や若年層に対する普及啓発の実施
 - ・ポスターコンクールの実施 小中高それぞれ最優秀作品1点、優秀作品5点の知事名の表彰状を贈呈
 - ・喫煙・受動喫煙の健康影響について、保健体育の授業等で活用できる都内各小学6年、中学2年、高校1年に配布（R1～）
 - ・大学生世代向け意識向上事業（H30）

成人の喫煙率 (国民生活基礎調査)	平成28年度	令和元年度
	全体18.3%	全体16.5%
	男性28.2%	男性25.3%
	女性9.3%	女性8.4%

※令和4年のデータについては、参考資料①を参照

課題

- ・成人の喫煙率は着実に減少してきているが、目標値には至っていない。

補足：「成人」及び「未成年」とは、改正民法（令和4年4月1日施行）施行前の民法に拠る（成人：20歳以上、未成年：20歳未満）。次頁も、同じ。

分野別施策 がんの一次予防（喫煙・受動喫煙）

現行の計画

【取組の方向性】

- ①喫煙率の減少に向けた啓発や環境整備の推進
- ②受動喫煙対策の推進

【目標】

- 成人の喫煙率：全体12%、男性19%、女性6%
(やめたい人がやめた場合の喫煙率)
- 受動喫煙の機会：受動喫煙をなくす

現状・これまでの取組

②受動喫煙対策の推進

* 条例の施行及び環境整備、啓発

- ・子どもを受動喫煙から守る条例の公布・施行（H30～）
- ・東京都受動喫煙防止条例の公布・施行（H30～）
- ・条例等の規制内容を知らせる各種ポスターやリーフレット作成、動画（多言語含む）活用等の普及啓発を展開
- ・受動喫煙防止条例や健康増進法の制度に関する都民、事業者等からの相談への対応

* 飲食店等における受動喫煙対策の支援

- ・喫煙室の技術的基準確保・維持のための専門的な助言等の実施
- ・受動喫煙に関する都民の意識及び飲食店の実態調査（R1～）
- ・受動喫煙対策の必要性や制度に基づいた対策について説明会を実施（H30～R2）
- ・事業者向けハンドブックを作成し、ホームページに掲載（R1）

* 区市町村等の取組支援

- ・区市町村に対する公衆喫煙所整備費補助
- ・区市町村等に対する相談対応・普及啓発等補助、受動喫煙防止対策に係る実効性の担保に資する事業
- ・受動喫煙による健康への悪影響に関する正しい理解の普及啓発や、公共的施設における受動喫煙対策の適切な取組をさらに進めるため、九都県市で共同して受動喫煙対策のキャンペーンを実施

成人の喫煙率 (国民生活基礎調査)	平成28年度 全体18.3% 男性28.2% 女性9.3%	令和元年度 全体16.5% 男性25.3% 女性8.4%
受動喫煙の機会 (東京都民の健康・栄 養状況)	平成27年度 行政機関5.5% 医療機関2.7% 職場37.8% 飲食店48.3%	令和元年度 行政機関4.3% 医療機関1.8% 職場26.3% 飲食店39.5%

※令和4年のデータについては、参考資料①を参照

課題

- ・受動喫煙の機会は減少しているが、目標値である「受動喫煙をなくす」までには至っていない。
- ・「飲食店」や「職場」などにおける受動喫煙対策の促進について、引き続き啓発等を行う必要がある。

分野別施策 がんの一次予防（喫煙・受動喫煙）

次期計画における施策の方向性（案）

- 喫煙は、種々のがんのリスク因子となっており、がんにも最も大きく寄与する因子でもあるため、がん予防の観点からも、たばこ対策を進めていく。

目標（案）

- 20歳以上の者の喫煙率を、全体で12%、男性19%、女性6%（喫煙をやめたい人がやめた場合の喫煙率）に下げる
- 受動喫煙の機会を有する者の減少
- 20歳未満の者の喫煙の未然防止

- 参考：国指標

中間アウトカム	指標（データソース）
喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）	20歳以上の者の喫煙率（国民健康・栄養調査）
望まない受動喫煙の機会を有する者の減少	望まない受動喫煙の機会を有する者の割合（国民健康・栄養調査）
20歳未満の者の喫煙をなくす	中学生・高校生の喫煙者の割合（厚生労働科学研究）
妊娠中の喫煙をなくす	妊婦の喫煙率（厚生労働省調べ）

※個別施策は次期国民健康づくり運動プランに沿った取組を引き続き推進

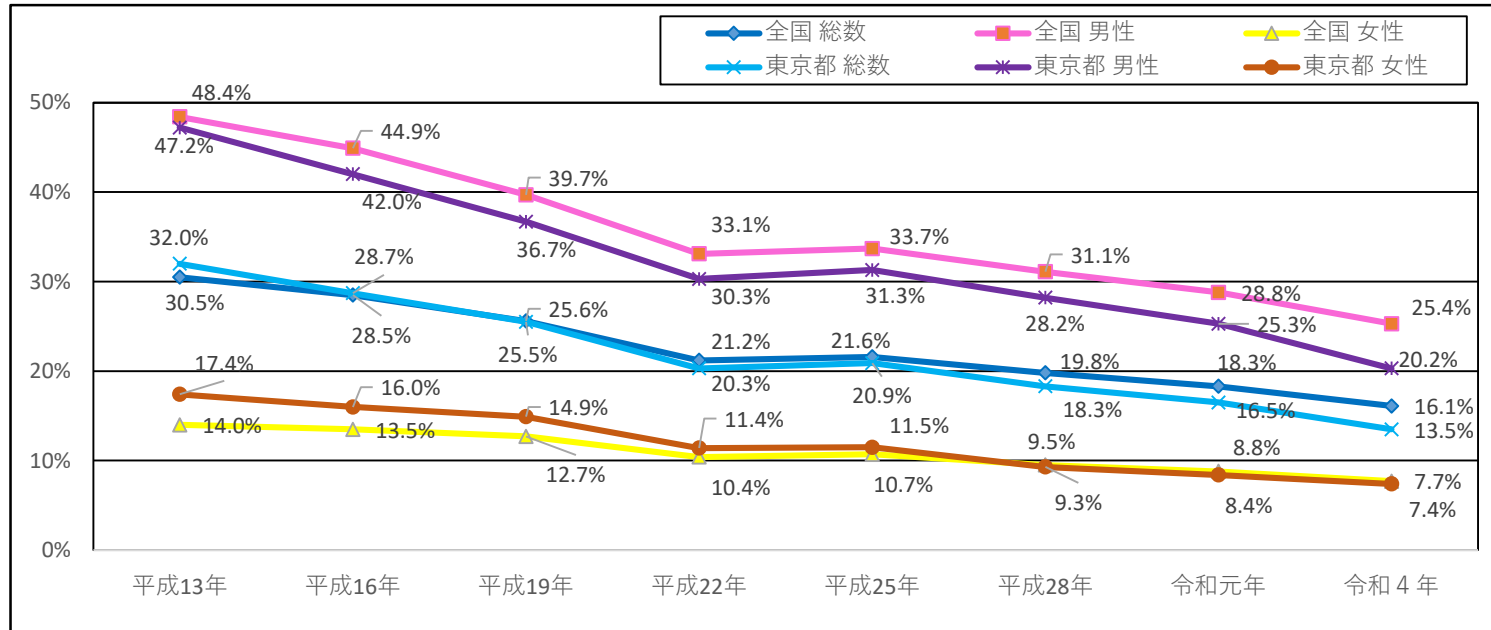
取組の方向性（案）

- 喫煙率の減少と法や条例に基づく受動喫煙対策の推進
 - ・喫煙が健康に与える影響に関する理解促進に向けた様々な普及啓発を、関係機関と連携し進める。
 - ・区市町村、関係機関と連携し、禁煙希望者が禁煙しやすい環境整備を進める。
 - ・20歳未満の者向け普及啓発事業の実施に加え、学校等教育機関と連携し、20歳未満の者の喫煙防止に取り組む。
 - ・健康増進法や都条例に基づく受動喫煙対策について、都民・事業者・関係団体・区市町村などの関係機関と連携して普及啓発を推進するとともに、実効性のある対策に取り組む。

分野別施策 がんの一次予防（喫煙・受動喫煙）

参考資料①

国民生活基礎調査（厚生労働省）による喫煙率の推移

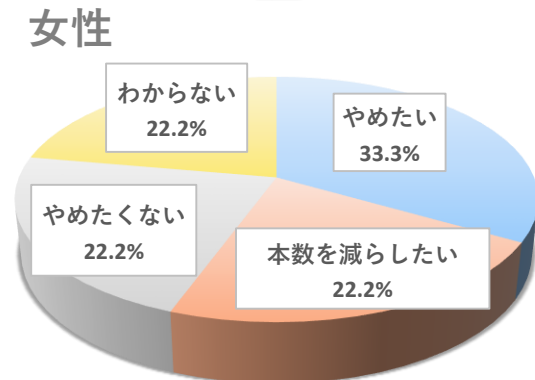
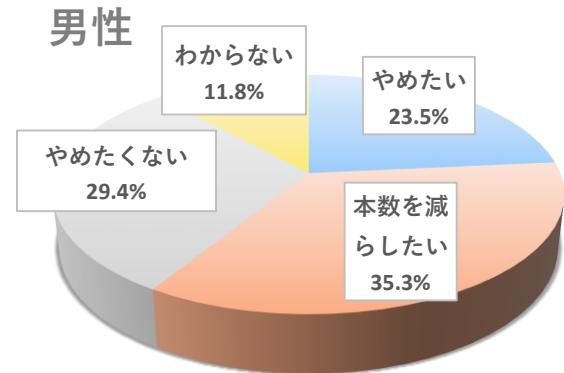
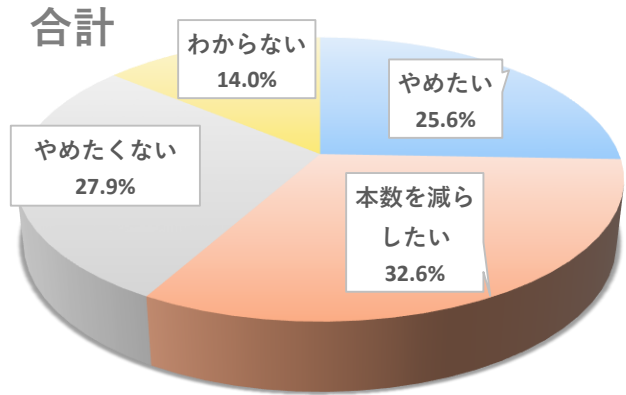
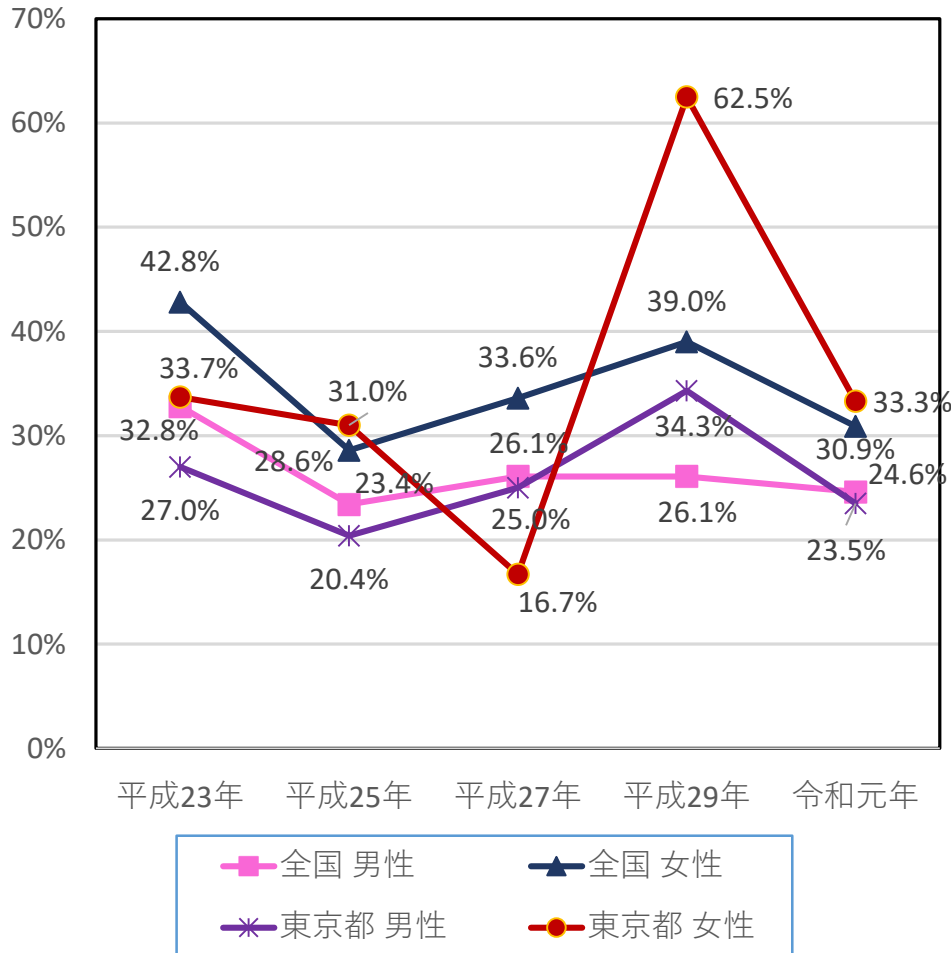


		平成13年	平成16年	平成19年	平成22年	平成25年	平成28年	令和元年	令和4年
全国	総数	30.5%	28.5%	25.6%	21.2%	21.6%	19.8%	18.3%	16.1%
	男性	48.4%	44.9%	39.7%	33.1%	33.7%	31.1%	28.8%	25.4%
	女性	14.0%	13.5%	12.7%	10.4%	10.7%	9.5%	8.8%	7.7%
東京都	総数	32.0%	28.7%	25.5%	20.3%	20.9%	18.3%	16.5%	13.5%
	男性	47.2%	42.0%	36.7%	30.3%	31.3%	28.2%	25.3%	20.2%
	女性	17.4%	16.0%	14.9%	11.4%	11.5%	9.3%	8.4%	7.4%

分野別施策 がんの一次予防（喫煙・受動喫煙）

参考資料②

喫煙者のうち禁煙希望者の割合



分野別施策 がんの一次予防（喫煙・受動喫煙）

参考資料③

未成年の喫煙率

○たばこを吸ったことのない児童・生徒の割合

《 東京都 》

	平成14年	平成19年	(参考)平成23年
小学生	94.0%	94.3%	98.3%
中学生	91.9%	95.3%	97.8%
高校生(全日制)	80.9%	91.3%	データなし

※出典《東京都》：

平成14・19年「児童・生徒の健康に関するアンケート調査報告書」（東京都教育委員会）
「習慣的に喫煙する者」は調査前の30日のうち1日以上たばこを吸ったと回答したものの合計。

平成23年「たばこ対策総合評価事業」報告書（東京都福祉保健局保健政策部多摩立川保健所）
（北多摩西部保健医療圏のうち教育委員会を通じて調査協力を得られた3市（国分寺・東大和市・武蔵村山市）の小学生303名及び中学生337名 計640名を対象として実施したもの）

《 参考：全国 》

		平成22年	平成24年	平成26年	平成29年	令和3年
中学 一年生	男子	98.4%	98.8%	99.0%	99.5%	99.9%
	女子	99.1%	99.2%	99.7%	99.5%	99.9%
高校 三年生	男子	91.4%	94.4%	95.4%	96.9%	99.0%
	女子	96.2%	97.5%	98.5%	98.7%	99.4%

※出典《全国》：

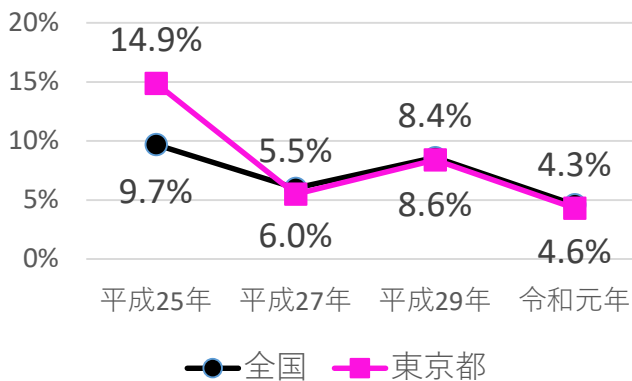
喫煙、飲酒等生活習慣の実態把握及び生活習慣の改善に向けた研究等（厚生労働科学研究費補助金による研究班の調査）

分野別施策 がんの一次予防（喫煙・受動喫煙）

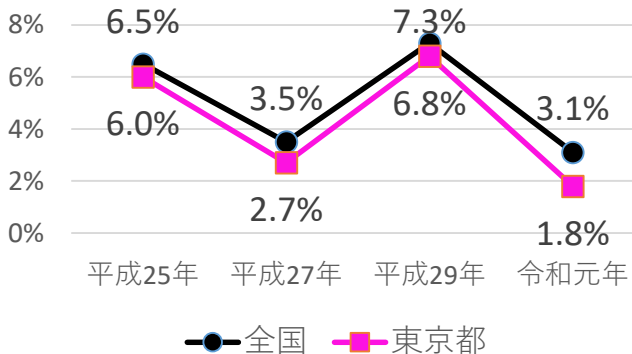
参考資料④

受動喫煙の機会のある人の割合

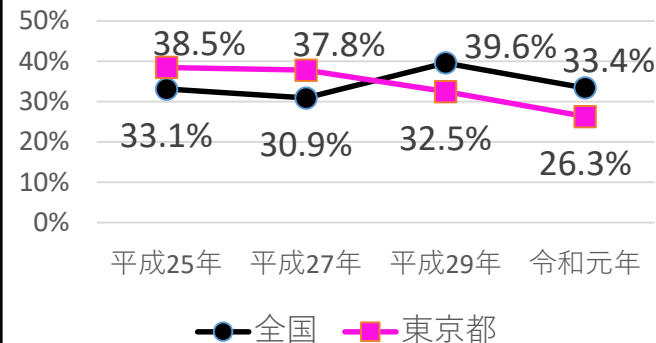
行政機関



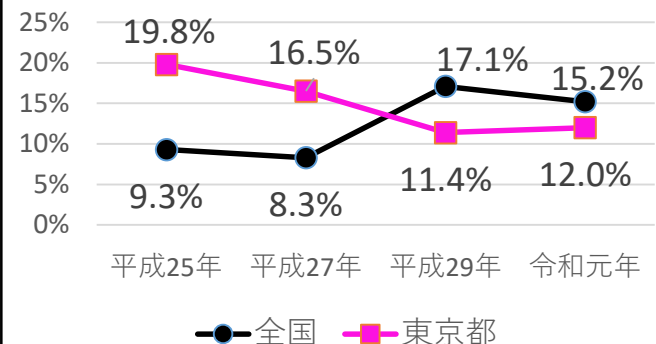
医療機関



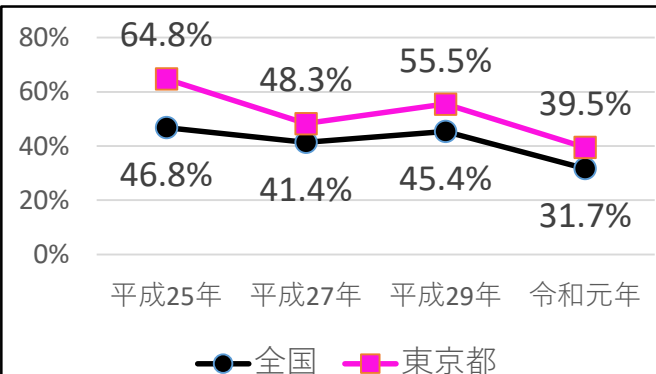
職場



家庭



飲食店



【出典】 東京都：東京都民の健康・栄養状況
 全国：国民健康栄養調査

分野別施策 がんの一次予防（喫煙・受動喫煙）

参考資料⑤ 飲食店における受動喫煙対策の実態調査結果について

【調査の概要】

実施時期：令和元年以降、毎年10月下旬～12月上旬頃実施

実施方法：都内飲食店から地域に偏りが出ないように無作為抽出した10,000店へ郵送調査（有効回答数 3,000店以上）

調査項目：法や都条例の認知度、店内の受動喫煙対策、店内の喫煙可否等に関する店頭表示義務の実施状況等

調査結果は、同時期に実施している、「受動喫煙に関する都民の意識調査」の結果とともに、毎年とうきょう健康ステーションに掲載

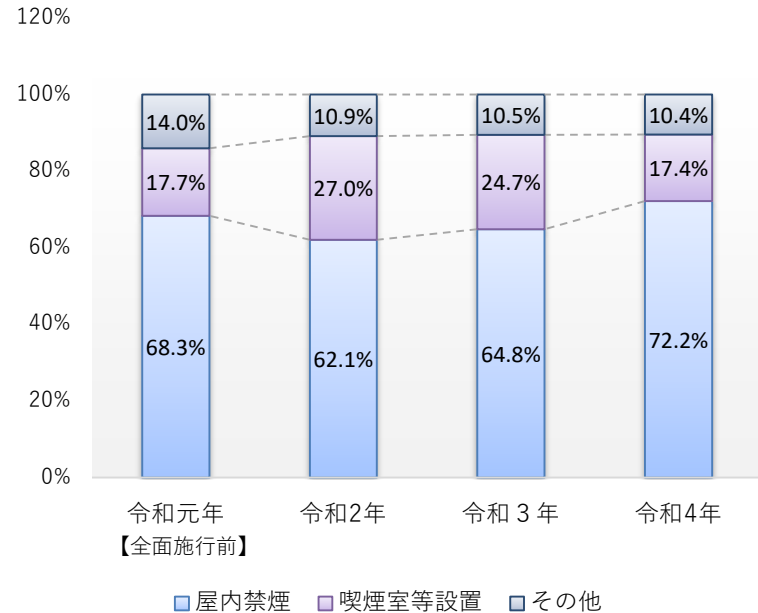
○店内の受動喫煙対策実施状況の結果推移

令和2年のみ2回実施しており、下表では年度後半に実施した調査の結果を表示

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
屋内外とも全面禁煙	52.0%	35.2%	38.6%	45.0%
屋内全面禁煙・屋外喫煙場所設置	16.4%	26.5%	25.4%	25.0%
検討中につき、一旦禁煙		0.4%	0.8%	2.2%
喫煙専用室設置	3.9%	1.8%	3.3%	3.6%
指定たばこ専用喫煙室設置	1.4%	1.2%	1.0%	1.6%
喫煙可能室	一部 3.3%	一部 2.6%	一部 2.0%	一部 1.1%
	全部 8.1%	全部 18.3%	全部 12.5%	全部 6.3%
喫煙目的室	一部	一部 0.2%	一部 0.6%	一部 0.8%
	全部 1.0%	全部 2.9%	全部 5.3%	全部 4.0%
検討中（未定）・その他・無回答	13.9%	10.9%	10.5%	10.4%

屋内禁煙
喫煙室等設置

店内の受動喫煙対策



分野別施策 がんの一次予防（食生活・身体活動等）

現行の計画

【取組の方向性】

- ①科学的根拠に基づくがんのリスクを下げるための生活習慣に関する普及啓発の推進
- ②生活習慣を改善しやすい環境づくりの推進

【目標】

- 野菜の摂取量（1日当たり）350g以上の人の割合（20歳以上）：増やす（50%）
- 果物の摂取量（1日当たり）100g未満の人の割合（20歳以上）：減らす
- 食塩の摂取量（1日当たり）8g以下の人の割合（20歳以上）：増やす
- 適正体重を維持している（BMI18.5以上25未満）人の割合：増やす
- 歩数（1日当たり）が8,000歩以上の人の割合：増やす
- 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合（20歳以上）：減らす

現状・これまでの取組

- 野菜、果物の摂取量は、男女とも悪化傾向
- 食塩の摂取量は、男性は不変、女性は改善傾向
- 適正体重を維持している人の割合は、男女ともやや改善
- 歩数は、20~64歳男性を除き、不変又は悪化傾向
- 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合は、女性で悪化傾向

- ①科学的根拠に基づくがんのリスクを下げるための生活習慣に関する普及啓発の推進
 - がんのリスクを下げるための生活習慣の普及啓発ポータルサイトへのがん予防法の掲載、生活習慣病予防パンフレットの作成
 - 職域における健康づくりの推進
企業の健康経営に向けた普及啓発及び取組支援

- ②生活習慣を改善しやすい環境づくりの推進

- 都民が生活習慣改善の取組を実践できる環境整備
野菜メニュー店の普及、野菜摂取量増加に向けたガイドブックの作成、野菜料理レシピの紹介、区市町村等が作成するウォーキングマップを集約したホームページの運営、日常生活において負担感なく実践できる健康づくりのポイントを紹介する特設サイト作成 など
- 企業やNPOと連携して行うイベント等を通じた情報発信
女性を対象とした適正飲酒の大切さについての普及啓発 など

野菜の摂取量(1日当たり)350g以上の人の割合(20歳以上)	平成24~26年 男性35.5% 女性34.4%	➡	平成29~令和元年 男性30.3% 女性31.4%
食塩の摂取量(1日当たり)8g以下の人の割合(20歳以上)	平成24~26年 男性22.4% 女性37.1%	➡	平成29~令和元年 男性22.2% 女性39.6%
果物の摂取量(1日当たり)100g未満の人の割合(20歳以上)	平成24~26年 男性61.8% 女性52.0%	➡	平成29~令和元年 男性67.8% 女性59.5%
適正体重を維持している（BMI18.5以上25未満）人の割合	平成24~26年 男性(20-69歳)67.4% 女性(40-69歳)66.9%	➡	平成29~令和元年 男性(20-69歳)70.0% 女性(40-69歳)67.5%
歩数(1日当たり)が8,000歩以上の人の割合	平成24~26年 男性(20-64歳)48.0% 男性(65-74歳)42.3% 女性(20-64歳)39.9% 女性(65-74歳)32.3%	➡	平成29~令和元年 男性(20-64歳)52.7% 男性(65-74歳)25.4% 女性(20-64歳)39.8% 女性(65-74歳)23.1%
生活習慣病のリスクを高める量(※)を飲酒している人の割合(20歳以上) (※)1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上	平成28年 男性18.9% 女性15.4%	➡	令和3年 男性16.4% 女性17.7%

課題

- ・がんのリスクを下げるための生活習慣について、引き続き啓発を行っていく必要がある。
- ・職域と連携し、がん対策を含めた企業の健康経営に向けた取組を支援していく必要がある。

分野別施策 がんの一次予防（食生活・身体活動等）

次期計画における施策の方向性（案）

- がんのリスクを下げるための生活習慣等に関する普及啓発及び生活習慣や生活環境の改善に向けた取組を引き続き推進する。

目標（案）

- 適切な量と質の食事をとる人を増やす
- 日常生活における身体活動量（歩数）を増やす
- 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている人の割合を減らす

- 参考：国指標 ※個別施策は次期国民健康づくり運動プランに沿った取組を引き続き推進

中間アウトカム	指標（データソース）
【栄養・食生活】適正体重を維持している者の増加	BMI18.5以上25未満（65歳以上はBMI20を超え25未満）の者の割合（国民健康・栄養調査）
【栄養・食生活】食塩摂取量の減少	食塩摂取量の平均値（国民健康・栄養調査）
【栄養・食生活】野菜摂取量の増加	野菜摂取量の平均値（国民健康・栄養調査）
【栄養・食生活】果物摂取量の改善	果物摂取量の平均値（国民健康・栄養調査）
【身体活動・運動】日常生活における歩数の増加	1日の歩数の平均値（国民健康・栄養調査）
【身体活動・運動】運動習慣者の増加	運動習慣者の割合（国民健康・栄養調査）
【飲酒】生活習慣病（NCDs）のリスクを高める量を飲酒している者の減少	1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者の割合（国民健康・栄養調査）
【飲酒】20歳未満の者の飲酒をなくす	中学生・高校生の飲酒者の割合（厚生労働科学研究）

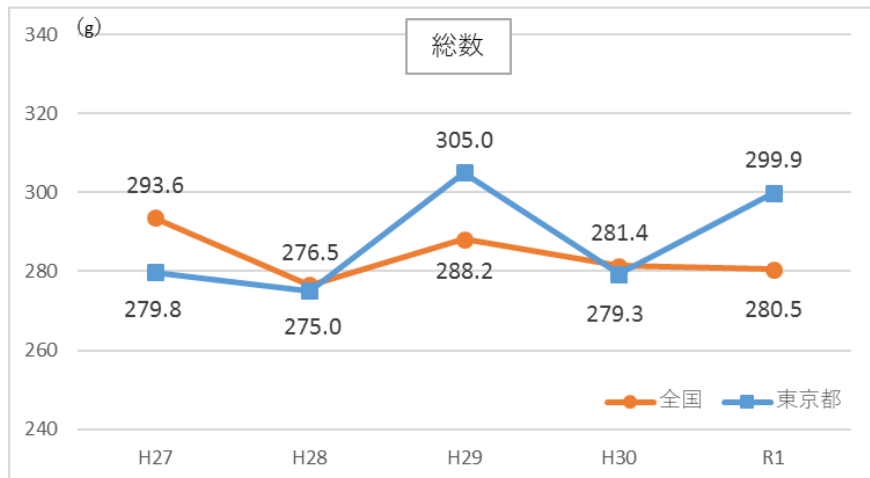
取組の方向性（案）

- 科学的根拠に基づくがんのリスクを下げるための生活習慣に関する普及啓発の推進
 - ・健康的な食生活の実践や身体活動量（歩数）の増加に向け、都民が実践しやすい施策の展開
 - ・飲酒の健康影響や、個人の特性に応じた飲酒量についての普及啓発
 - ・職域と連携し、がん対策を含めた企業の健康経営に向けた取組を支援
- 生活習慣を改善しやすい環境づくりの推進
 - ・健康に関心を持つ余裕が無い方を含め、本人が無理なく健康な行動をとれるような環境整備の推進

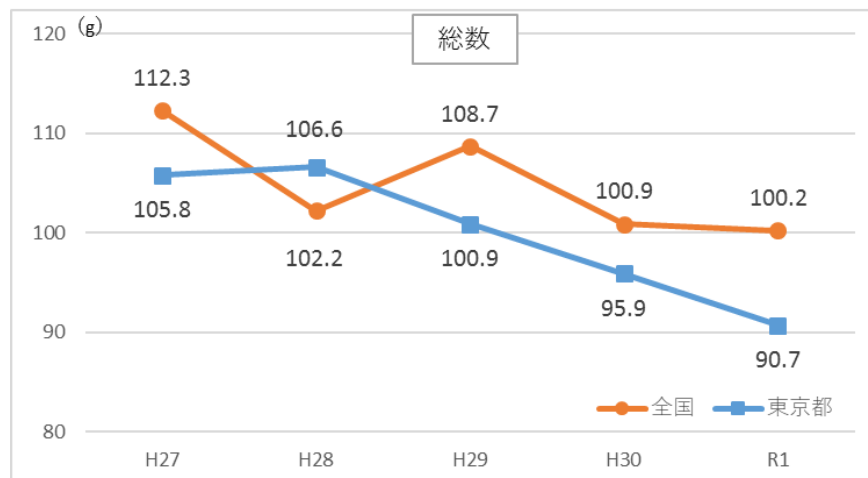
分野別施策 がんの一次予防（食生活・身体活動等）

参考資料①

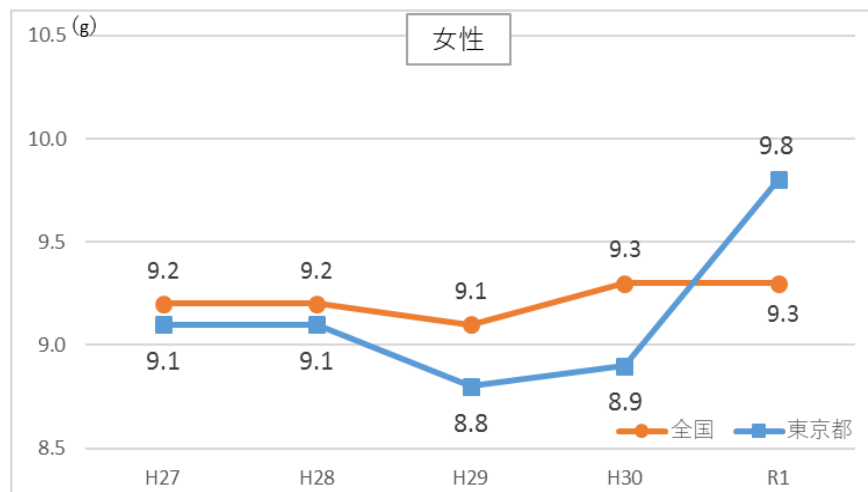
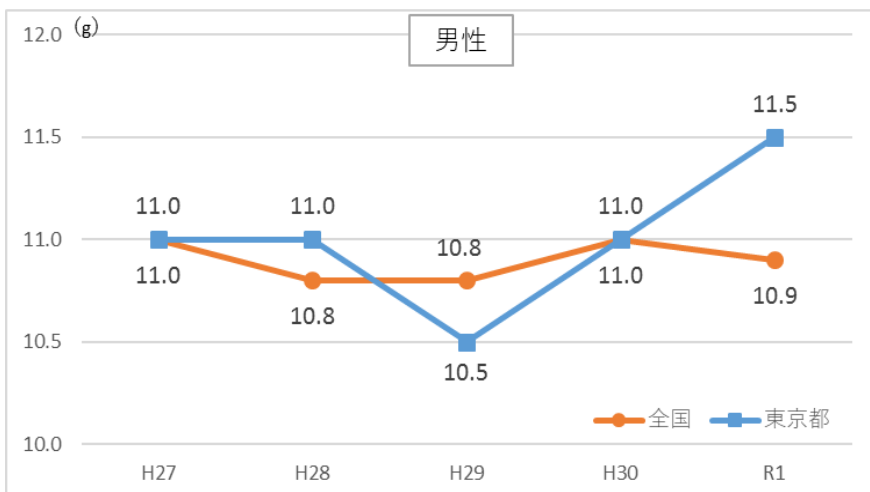
1日当たりの野菜の平均摂取量（20歳以上）



1日当たりの果物の平均摂取量（20歳以上）



1日当たりの食塩の平均摂取量（20歳以上）

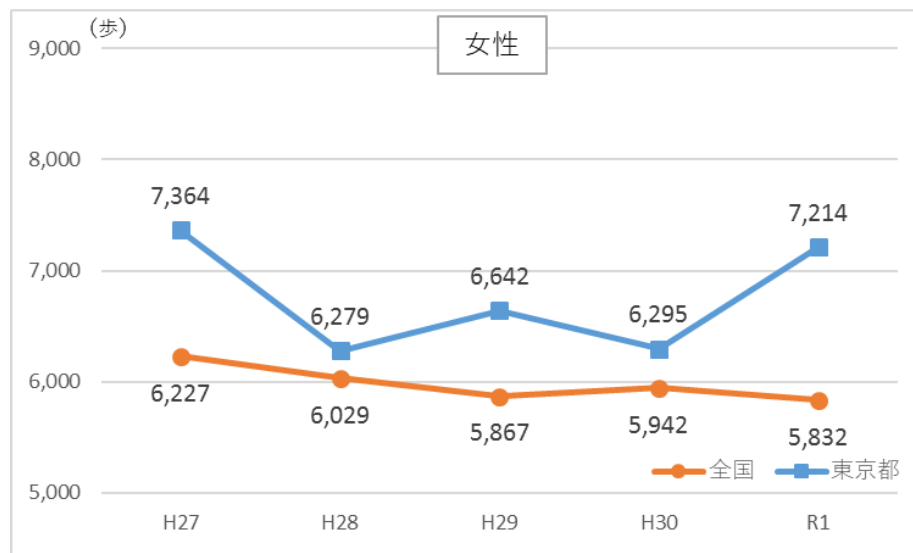
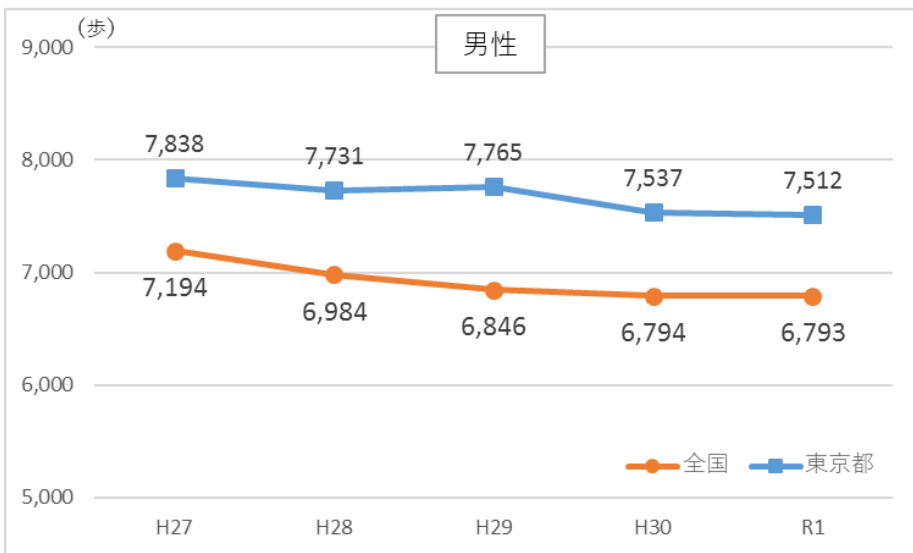


【出典】東京都：東京都民の健康・栄養状況（東京都福祉保健局）
 全国：国民健康・栄養調査報告（厚生労働省）

分野別施策 がんの一次予防（食生活・身体活動等）

参考資料②

1日の歩数の平均値（20歳以上）



【出典】 東京都：東京都民の健康・栄養状況（東京都福祉保健局）
全国：国民健康・栄養調査報告（厚生労働省）

分野別施策 がんの一次予防（感染症対策①）

現行の計画

【取組の方向性】

①肝炎ウイルスに関する普及啓発及び検査体制の整備

【目標】

●肝がんの罹患率（年齢調整罹患率）：減らす

現状・これまでの取組

○肝がんの罹患率は減少傾向にある。

- 東京都肝炎対策指針の改定（R4）
- B型肝炎ワクチン定期接種の円滑な実施に向けた支援
区市町村への適切な情報提供
- ウイルス性肝炎に関する都民への正しい知識の普及、肝炎ウイルス検査の受検勧奨、職域における肝炎に関する理解促進
世界（日本）肝炎デー及び肝臓週間における普及啓発、肝炎ウイルス検査受検勧奨等に関する印刷物等の作成・職域を含めた各所への配布、東京商工会議所と連携した職域への普及啓発 など
- 肝炎ウイルス検査の実施体制の整備、陽性者に対する相談支援や医療提供体制の整備
区市町村・都保健所における肝炎ウイルス検査の実施、肝炎コーディネーターによる肝炎患者等への情報提供及び相談支援、肝炎診療ネットワークの構築 など

肝がんの罹患率（年齢調整罹患率） （全国がん登録罹患数・率報告）	平成28年度 12.8	→	令和元年度 11.4
肝がんの罹患率（年齢調整罹患率） （全国がん罹患モニタリング集計）※	平成24年度 17.1	→	平成27年度 13.3

※肝がんの罹患率（年齢調整罹患率）の出典であった「全国がん罹患モニタリング集計」は、全国がん登録制度の開始に伴い平成27年度分をもって終了したため、平成28年度分以降については「全国がん登録罹患数・率報告」に基づく肝がんの罹患率（年齢調整罹患率）を使用し、達成状況を確認

課題

- ・ 肝炎ウイルス検査未受検者を減らすため、引き続き、広く都民に対して受検勧奨及び普及啓発を推進していく必要がある。
- ・ 肝炎ウイルス検査の実施割合を高めるため、引き続き、職域に対する働きかけが必要

分野別施策 がんの一次予防（感染症対策①）

次期計画における施策の方向性（案）

●都民が、がんの進行につながる感染症などについての正しい知識に基づき生活を送ることで、がんのリスクの減少を目指す。

目標（案）

●肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、区市町村、事業者等と連携した検査体制の整備及び受検勧奨を促進する。

●参考：国指標

中間アウトカム	指標（データソース）
B型・C型肝炎ウイルス検査受検率の増加	B型・C型肝炎ウイルス検査受検率（厚生労働科学研究）
B型・C型肝炎ウイルス陽性者数の減少	B型・C型肝炎ウイルス陽性者数（地域保健・健康増進事業報告、特定感染症検査等事業実績報告）

個別施策	アウトプット指標（データソース）
肝炎ウイルス検査体制の充実やウイルス陽性者の受診勧奨、普及啓発の推進	肝疾患専門医療機関数、肝炎医療コーディネーターの養成者数（地方自治体における肝炎対策実施状況調査）
B型肝炎について、予防接種法に基づく定期接種及びウイルス排除を可能とする治療薬・治療法の開発に向けた研究の推進	B型肝炎定期予防接種実施率（地域保健・健康増進事業報告）

取組の方向性（案）

- 肝炎ウイルスに関する正しい知識の普及啓発、受診促進、肝炎診療ネットワーク体制を充実させる。
 - ・ウイルス肝炎の早期発見・早期治療の促進のため、都民に対し、感染経路、感染予防の知識を普及啓発するとともに、医療体制、最新の治療状況の情報提供を実施
 - ・各種広報を通じて、肝炎ウイルス検査受検勧奨を促進
 - ・職域を含めた肝炎ウイルス検査の実施体制整備を促進
 - ・陽性者の確実な受診を目指し、肝炎専門医療機関とかかりつけ医との連携強化などにより肝炎診療ネットワーク体制を強化
 - ・B型肝炎ワクチンの啓発

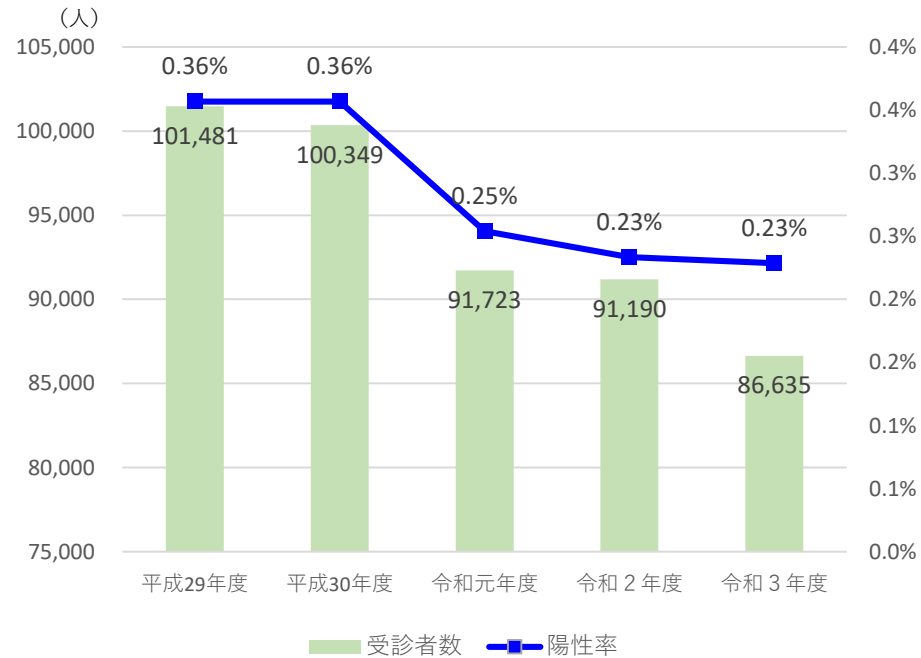
分野別施策 がんの一次予防（感染症対策①）

参考資料①

B型肝炎ウイルス検査の実施状況



C型肝炎ウイルス検査の実施状況



出典：東京都福祉保健局「肝炎ウイルス検診等の事業実績報告」

肝炎ウイルス持続感染者数の動向

2000年	2011年	2015年
301～366万人	209～284万人	200.1～248.8万人

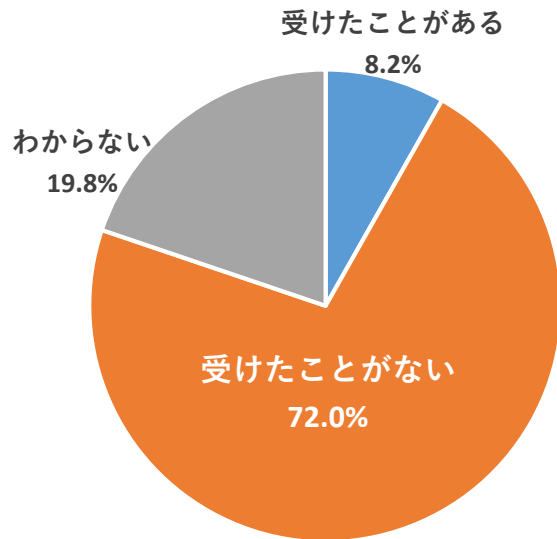
出典：「厚生労働科学研究費補助金（肝炎等克服政策研究事業）令和元年度 分担研究報告書肝炎ウイルス感染状況の把握及び肝炎ウイルス排除への方策に資する疫学研究HBV/HCV持続感染者数の2000年以降の動向 -NDBによる real world 解析を含めた推計-」

分野別施策 がんの一次予防（感染症対策①）

参考資料②

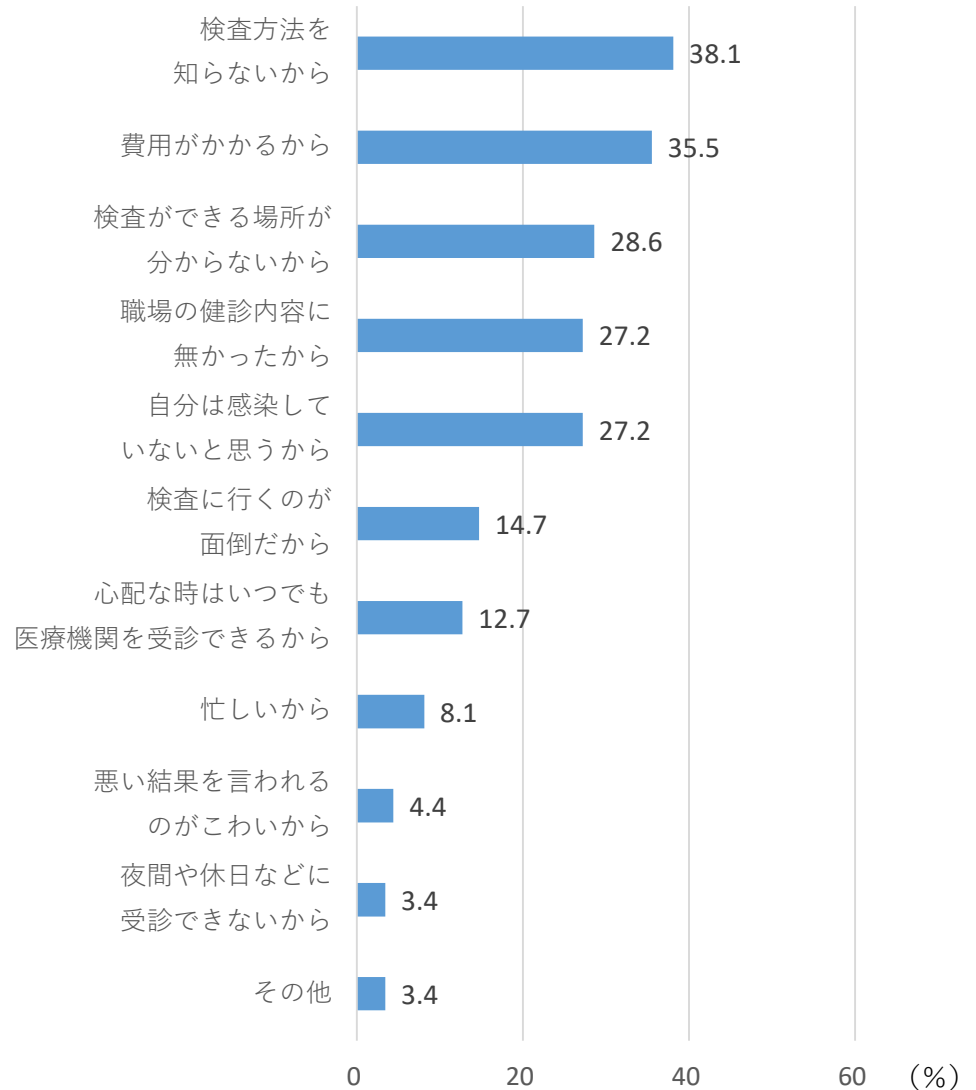
肝炎ウイルス検査の受検の有無

n = 3,599



肝炎ウイルス検診の未受診理由

n = 2,590



出典：令和4年度東京都がんに関する都民意識調査

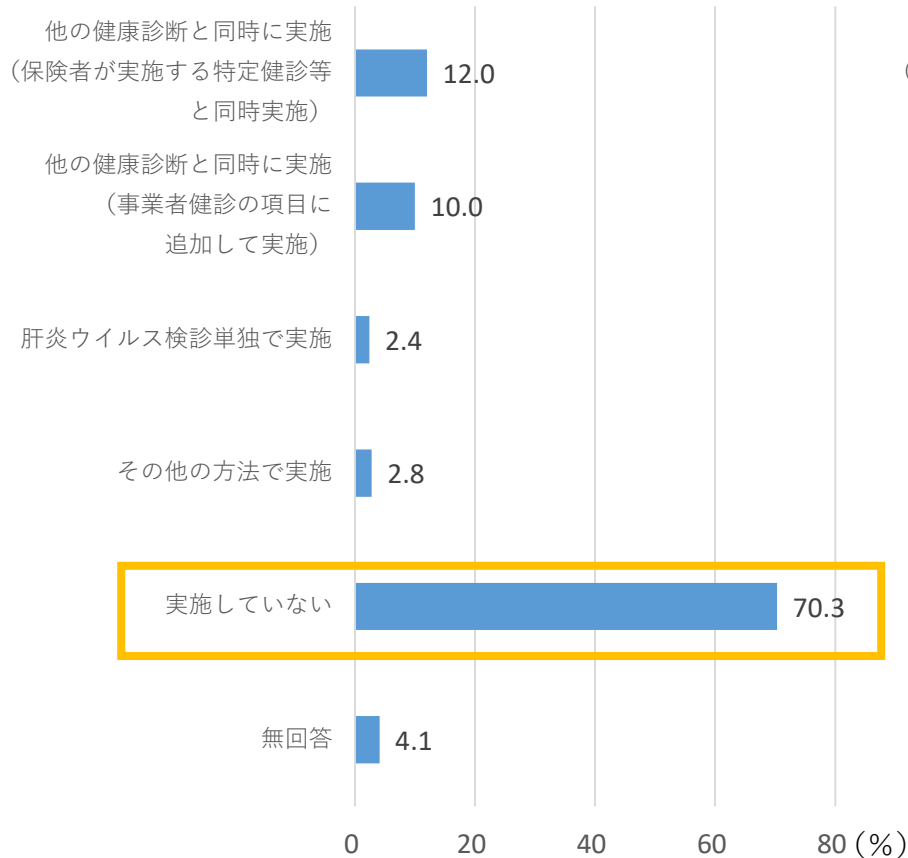
分野別施策 がんの一次予防（感染症対策①）

参考資料③

肝炎ウイルス検診の実施方法

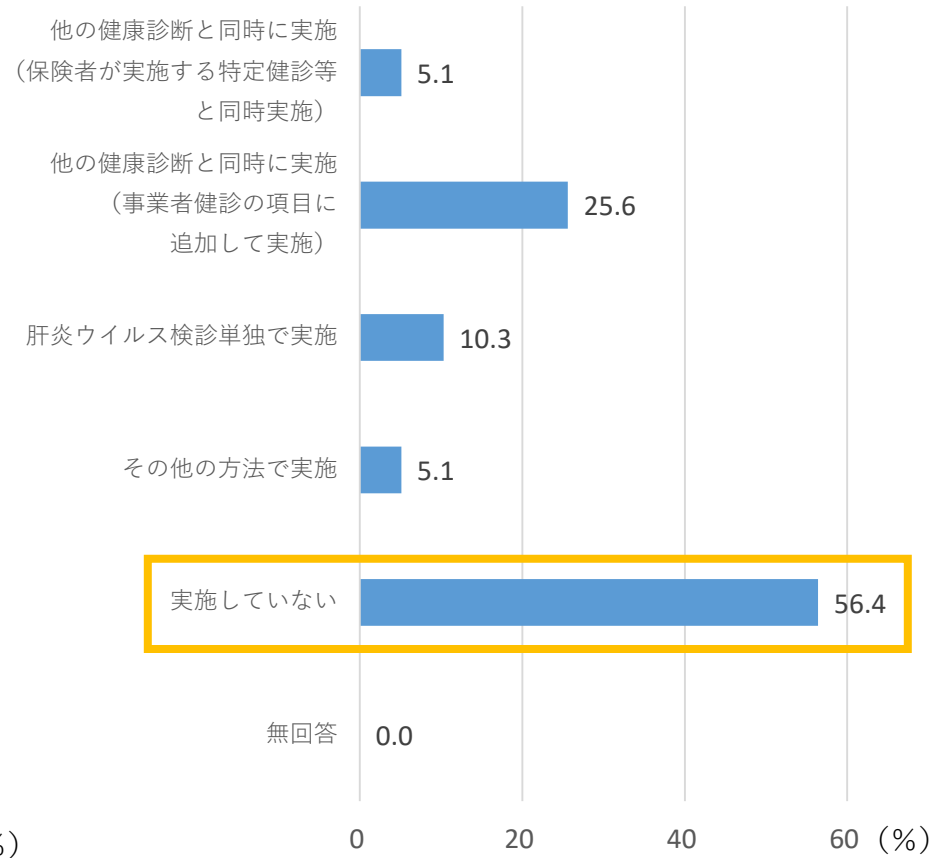
（事業所・正社員）

n = 532



（健康保険組合・組合員）

n = 39



出典：令和4年度東京都がん予防・検診等実態調査

分野別施策 がんの一次予防（感染症対策②）

現行の計画

【取組の方向性】

- ②HPVに起因するがんの予防
- ③HTLV-1に関する検査の着実な実施
- ④ヘリコバクター・ピロリに起因するがんの予防

【目標】

（設定なし）

現状・これまでの取組

- HPVに起因するがんの予防に関する取組
 - ・ HPVワクチンの接種後の症状に関する相談窓口の運営
 - ・ HPVワクチンの接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の追加、行政と協力医療機関との連携強化（R4～）
 - ・ 積極的勧奨再開前後や9価ワクチン定期接種化前後の、区市町村の対応状況調査の実施及び結果の共有（R4～）
 - ・ 都内区市町村において、妊婦健康診査の項目として子宮頸がん検診を実施
- HTLV-1に関する検査の実施
 - ・ 都保健所において、検査を実施
 - ・ 都内区市町村において、妊婦健康診査の項目としてHTLV-1抗体検査を実施
- ヘリコバクター・ピロリに起因するがんの予防に関する情報収集
 - ・ 厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会等を通じて国の動向を把握

課題

- ・ 感染症に起因するがんの予防について、引き続き正しい知識の普及啓発や検査体制の整備を行う必要がある。
- ・ 令和4年度から3年間実施されるHPVワクチンのキャッチアップ接種について、対象者が十代後半から二十代半ばまでと幅広い年代にわたり、学生や社会人など、それぞれの方の生活環境も多様なことから、対象者の多様な属性を考慮した普及啓発を行う必要がある。

分野別施策 がんの一次予防（感染症対策②）

次期計画における施策の方向性（案）

- 都民が、がんの発生要因である感染症についての正しい知識に基づき生活を送ることで、がんのリスクの減少を目指す。

目標（案）

- HPVに起因するがんの予防に関する取組
 - ・ワクチンの接種対象者が安心して接種を受けられる体制の整備
- HTLV-1に関する検査の実施
 - ・都保健所において、検査を実施

●参考：国指標

中間アウトカム	指標（データソース）
HTLV-1感染率の減少	ヒトT細胞白血病ウイルス1型感染率（厚生労働科学研究）
個別施策	アウトプット指標（データソース）
HPVワクチンの接種状況の把握	HPVワクチンの実施率（地域保健・健康増進事業報告）
HTLV-1総合対策等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・患者及びその家族等の目線に立ったわかりやすい情報提供の推進 ・HTLV-1キャリアやATL・HAM患者に対する相談体制の構築 ・HTLV-1の保健所の検査体制の整備 ・妊婦に対するHTLV-1スクリーニング検査の継続（実施率100%の維持） 	<ul style="list-style-type: none"> ・HTLV-1関連のホームページの閲覧数（厚生労働省調べ） ・HTLV-1関連の窓口数（結核感染症課調査） ・HTLV-1の保健所の検査数（結核感染症課調査） ・妊婦健康診査におけるHTLV-1抗体検査の公費負担実施率（母子保健課調査）
健康で無症状な集団に対するピロリ菌の除菌の胃がん発症予防における有効性等について、知見を収集し、除菌の必要性の有無及びその対象者について検討するとともに、運用上の課題について整理	（指標設定なし）

取組の方向性（案）

- HPVワクチン接種状況の把握、接種機会を逃した方への接種等についての情報発信、接種後の症状等に関する相談体制の整備について、引き続き取り組む。
- HTLV-1について、都保健所で、引き続き抗体検査を実施
- ヘリコバクター・ピロリに起因するがんの予防については、引き続き国の動向を注視し、情報収集を行う。

分野別施策 がんの二次予防（受診率向上）

現行の計画

【取組の方向性】

- ①受診率向上に向けた関係機関支援の推進
- ②がん検診受診に関する普及啓発の推進

【目標】

- がん検診受診率：5がん50%（※）
- （※）胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん

現状・これまでの取組

- がん検診受診率は子宮頸がんを除き、50%を達成

①受診率向上に向けた関係機関支援

- 区市町村等に対する技術的・財政的支援
担当者向け連絡会等を通じた好事例の共有、個別訪問による助言指導、受診率や精度管理の向上に関する取組への包括補助による支援など
- 職域における検診の実態把握及び検診実施や受診率向上に対する支援を実施
保険者や関係団体等への啓発媒体の配布、企業への個別の取組支援 など

②がん検診受診に関する普及啓発

- 予防・早期発見に関する各種普及啓発
より多くの都民ががん検診について正しく理解し適切に受診できるよう、広域的なキャンペーンやイベント等の啓発を展開
（ピンクリボンキャンペーン、大腸がんウォーキングイベント、ポータルサイト「TOKYO#女子けんこう部」の制作・運営、女性の健康週間に合わせたキャンペーン、啓発デジタルブックの作成、コロナ禍における検診受診促進のための普及啓発 など）

がん検診受診率 （健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査）	平成27年度	令和2年度
	胃がん 39.8%	胃がん 51.5%
肺がん 37.2%	肺がん 56.9%	
大腸がん 41.9%	大腸がん 59.0%	
子宮頸がん 39.8%	子宮頸がん 48.0%	
乳がん 39.0%	乳がん 50.3%	

課題

- ・受診率のさらなる向上に向けた区市町村に対する支援と都民に対する普及啓発を引き続き行っていく必要がある。
- ・職域における検診の実態把握や取組支援を引き続き行っていく必要がある。

次期計画における施策の方向性（案）

- 都民が、科学的根拠に基づくがん検診に関する理解を深め、適切に受診することにより、がん検診受診率の向上を目指す。

分野別施策 がんの二次予防（受診率向上）

目標（案）

- がん検診受診率（※）の向上に向けた取組を引き続き推進する。
（※）健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査により算出

●参考：国指標

中間アウトカム	指標（データソース）
検診受診率の向上	検診受診率（国民生活基礎調査）
個別施策	アウトプット指標（データソース）
より科学的かつ効率的な受診勧奨策を、関係学会や企業等の協力を得て、都道府県及び市町村と連携して推進、受診者の立場に立ったがん検診を受診する上での利便性の向上に努める	受診勧奨実施市町村数 （市区町村におけるがん検診の実施状況調査）
【市町村及び検診実施機関】受診者が、がん検診の意義及び必要性を適切に理解できるよう努める	普及啓発キャンペーンの実施状況 （がん検診受診率60%達成に向けた集中キャンペーン月間実施状況調査）
指針に基づくがん検診の意義・必要性について、国民が正しく理解できるよう普及啓発	
職域におけるがん検診について、実施状況の継続的な把握及び適切な実施に向けた課題の整理を行い、必要に応じて、法的な位置付けも含めた対応を検討	指針に基づく検診の実施率（保険者データヘルス全数調査）

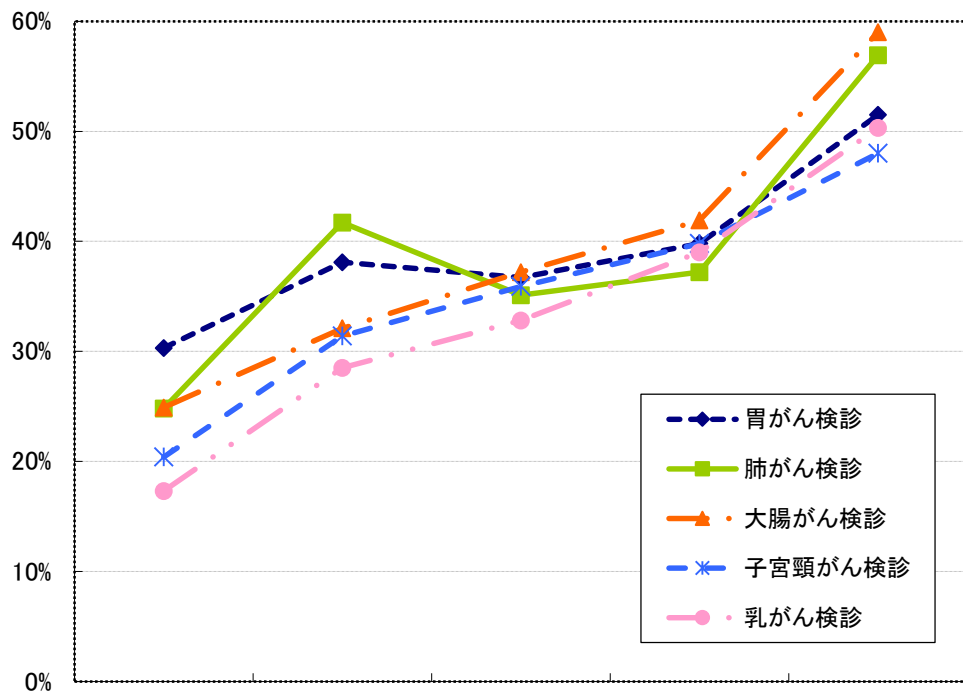
取組の方向性（案）

- がん検診受診率の向上を目指した効果的な取組に対する関係機関（区市町村・職域）支援
 - ・区市町村が行う勧奨・再勧奨など、がん検診受診率向上に関する取組支援や受診しやすい環境整備に向けた支援を実施
 - ・職域におけるがん検診の実態把握を行うとともに、がん検診の実施（検診実施が難しい場合は、区市町村検診受診の推奨）及び受診率向上に関する取組の支援を行う。
- 広域的かつ効果的な普及啓発の推進
 - ・がん検診の受診対象年齢や利益・不利益を含む都民のがん検診に関する理解の促進に向け、都と区市町村の役割を明確にした上で、イベントや各種媒体を活用した啓発事業を実施

分野別施策 がんの二次予防（受診率向上）

参考資料①

がん検診受診率の推移（東京都）



	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
胃がん検診	30.3%	38.1%	36.7%	39.8%	51.5%
肺がん検診	24.8%	41.7%	35.1%	37.2%	56.9%
大腸がん検診	24.9%	32.1%	37.2%	41.9%	59.0%
子宮頸がん検診	20.4%	31.4%	35.9%	39.8%	48.0%
乳がん検診	17.3%	28.5%	32.8%	39.0%	50.3%

出典

【平成12・17年度】

老人保健法等に基づく健康診査及びがん検診の対象人口率調査

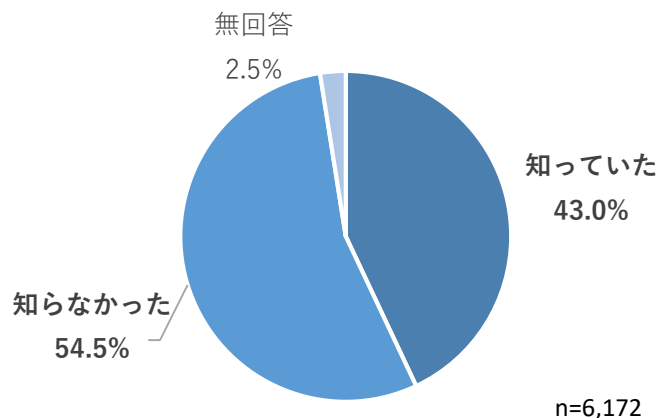
【平成22・27年度・令和2年度】

健康増進法に基づくがん検診の対象人口率等調査

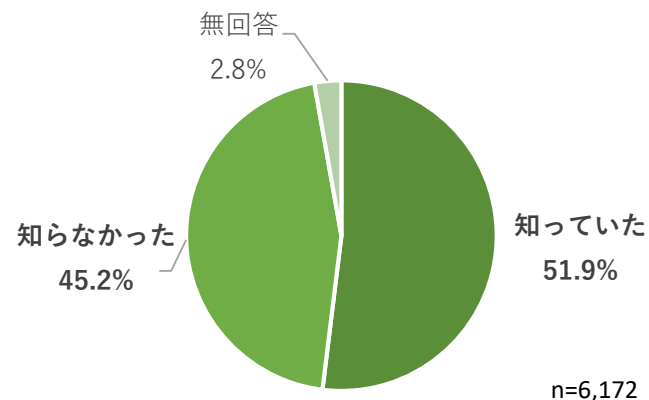
分野別施策 がんの二次予防（受診率向上）

参考資料②

都民の国が推奨するがん検診の認知度

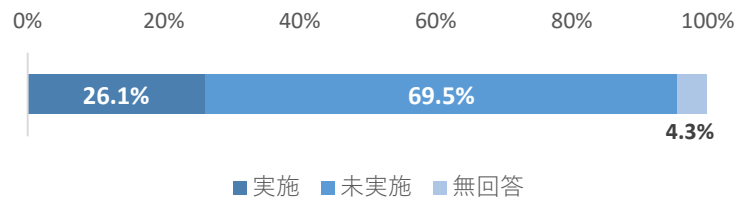


都民のがん検診に「利益」と「不利益」があることの認知度

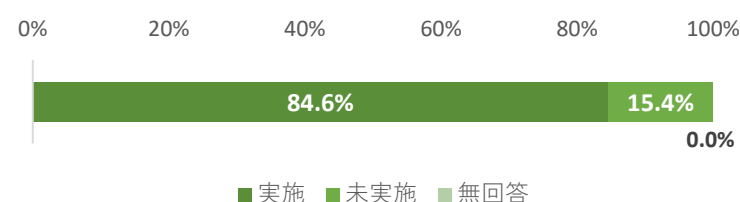


職域におけるがん検診受診者を増やす取組の実施状況

【事業所】 n=532



【健康保険組合】 n=39



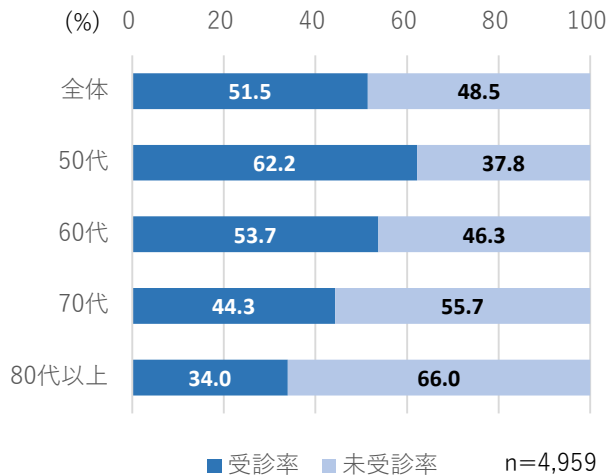
出典：令和4年度東京都がん予防・検診等実態調査

分野別施策 がんの二次予防（受診率向上）

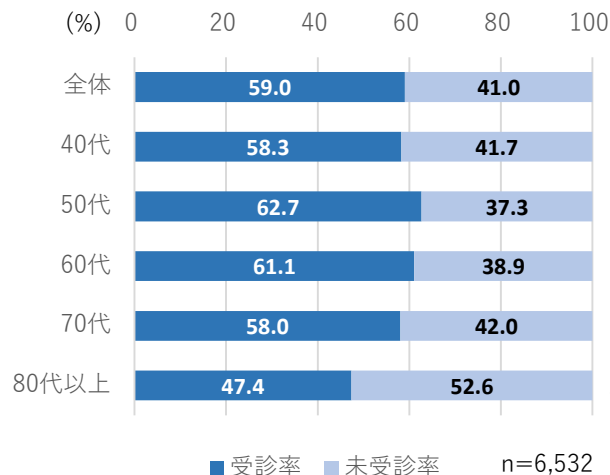
参考資料③

がん検診の受診率（東京都／年代別）

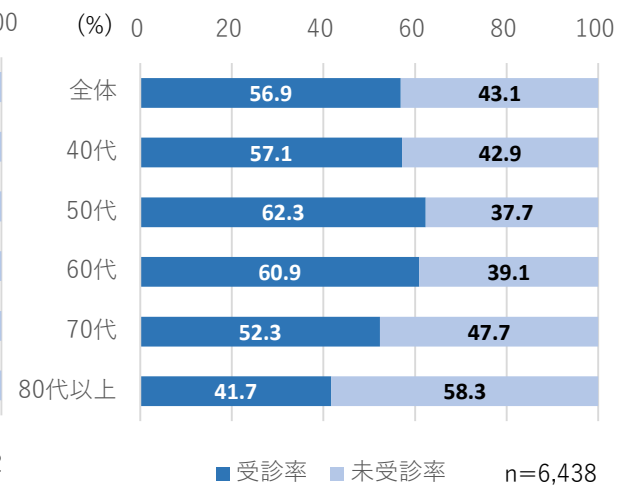
【胃がん検診】



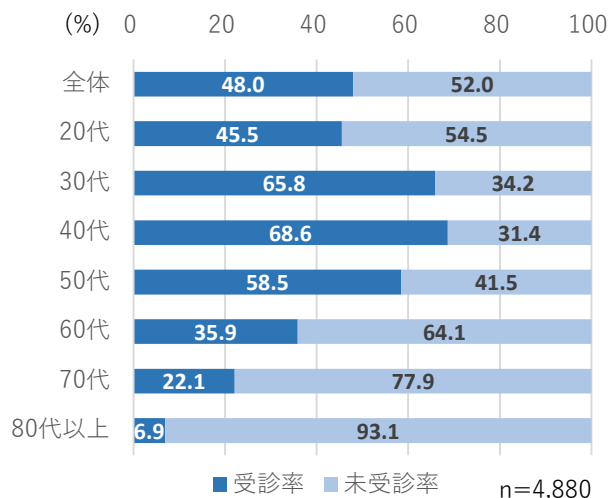
【大腸がん検診】



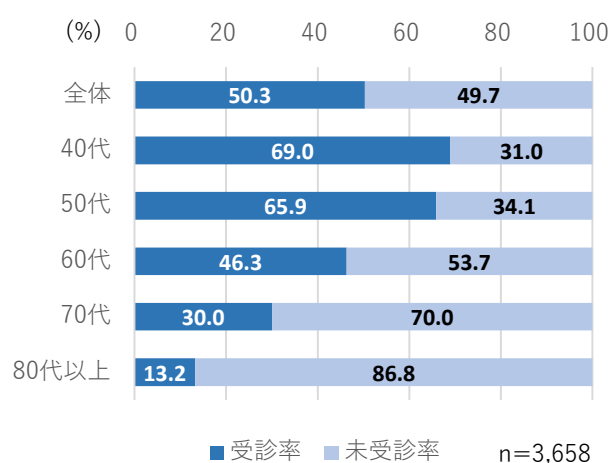
【肺がん検診】



【子宮頸がん検診】



【乳がん検診】



分野別施策 がんの二次予防（検診の精度管理）

現行の計画

【取組の方向性】

- ①科学的根拠に基づく検診実施に向けた支援の推進
- ②職域におけるがん検診の適切な実施に向けた支援の推進

【目標】

- 全ての区市町村で科学的根拠に基づくがん検診の実施
- がん検診精密検査受診率：5がん90%

現状・これまでの取組

○科学的根拠に基づくがん検診を実施している
区市町村は62自治体のうち、13自治体

○がん検診精密検査受診率は目標の90%を未達成

①科学的根拠に基づく検診実施に向けた支援

- 科学的根拠に基づく検診実施や精密検査受診率向上、検診の質の向上に向けた区市町村に対する支援の実施

区市町村担当者向け連絡会等を通じた好事例の共有、東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会からの意見書発出、個別訪問による助言指導、精密検査受診率や精度管理の向上に関する取組への包括補助による支援、検診従事者向け研修の実施 など

②職域におけるがん検診の適切な実施に向けた支援

- がんに関する理解促進や検診実施に向けた支援
健康保険組合及び企業のがん検診事業担当者向けに、科学的根拠に基づいたがん検診に係る精度管理等について講習を実施 など
- 職域におけるがん検診の実態把握
平成30年度・令和4年度東京都がん予防・検診等実態調査の実施

科学的根拠に基づくがん検診の実施区市町村数 (東京都がん検診精度管理評価事業)	平成28年度 2自治体	→	令和4年度 13自治体
がん検診精密検査受診率 (東京都がん検診精度管理評価事業)	平成27年度 胃がん(X線) 73.0% 肺がん 70.2% 大腸がん 56.8% 子宮頸がん 65.8% 乳がん 82.1%	→	令和2年度 胃がん(X線) 71.8% (内視鏡)83.7% 肺がん 69.3% 大腸がん 57.5% 子宮頸がん 76.6% 乳がん 87.1%

課題

- ・全ての区市町村で科学的根拠に基づく検診が実施されるよう、区市町村に対する助言等の支援を引き続き行うとともに、質の高いがん検診が実施できるよう、引き続き検診従事者を対象とした研修を実施していく必要がある。
- ・精密検査受診率向上に向け、区市町村に対する技術的・財政的支援や体制整備を引き続き行っていく必要がある。
- ・職域における適切ながん検診実施に向けた支援を引き続き行っていく必要がある。

分野別施策 がんの二次予防（検診の精度管理）

次期計画における施策の方向性（案）

- 検診の実施主体である区市町村や、職域において、科学的根拠に基づくがん検診の実施及び精度管理の向上を目指す。

目標（案）

- 都内全ての区市町村で科学的根拠に基づく検診が実施されることを引き続き推進する。
- がん検診精密検査受診率の向上に向けた取組を引き続き推進する。

● 参考：国指標

中間アウトカム	指標（データソース）
精密検査受診率の向上	精密検査受診率（地域保健・健康増進事業報告）
がん発見率の向上	がん発見率（地域保健・健康増進事業報告）
不利益の低減	偽陽性割合（地域保健・健康増進事業報告）

個別施策	アウトプット指標（データソース）
レセプトやがん登録情報を活用したがん検診の精度管理の技術的支援等を行う	がん検診の精度管理について技術的支援を行った区市町村数（厚生労働科学研究）
精密検査受診率の低い市町村の実態把握を行う仕組みについて検討するとともに、都道府県による指導・助言等の取組を推進 【市町村】都道府県による指導・助言等を踏まえ、指針に基づいたがん検診の実施及び精度管理の向上に取り組む	精密検査受診率の低い市町村の実態把握を行い、実際にそれらの市町村に指導・助言等の取り組みを実施した都道府県数（都道府県用チェックリスト実施率調査）
職域におけるがん検診の実態把握に係る方法を検討した上で、職域におけるがん検診の精度管理を推進するための取組について、保険者に対する技術的支援や、産業保健総合支援センターを通じた事業場の産業保健スタッフに対する周知等を含め検討	全被用者保険者における要精密検査対象者への受診勧奨の実施割合（保険者データヘルス全数調査）
【国及び都道府県】職域を含めた、がん検診の実施者による分かりやすい情報提供を推進	正しいがん検診の周知のため、住民に対し、がん検診の正しい情報提供を実施した市町村数（検討中（市区町村用チェックリスト実施率調査））

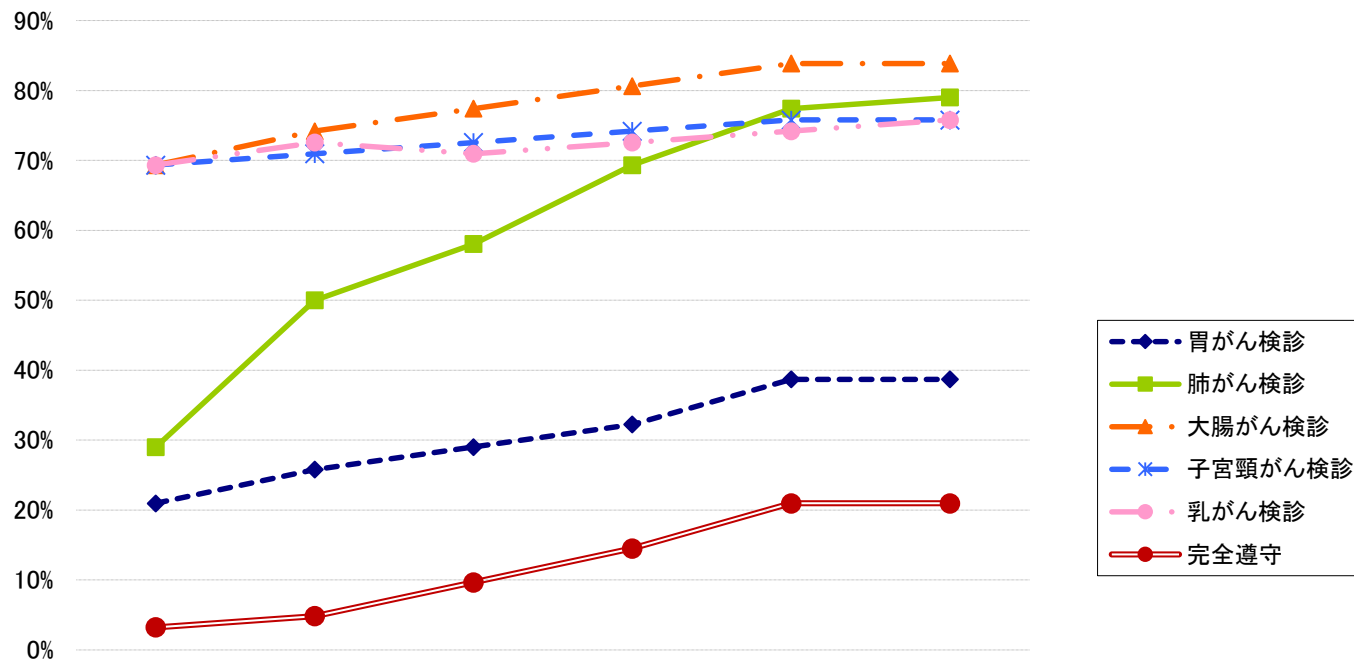
取組の方向性（案）

- 全区市町村における科学的根拠に基づく検診実施及びプロセス指標改善に向けた取組への支援
 - ・ 区市町村が実施する検診について、引き続き精度管理を行うとともに、適切な助言指導を実施
 - ・ 精密検査の受診勧奨や結果の把握に向け区市町村を支援
- 職域におけるがん検診の適切な実施に向けた支援の推進

分野別施策 がんの二次予防（検診の精度管理）

参考資料①

国指針^(※1)を遵守してがん検診を実施している自治体数（割合）の推移



(※1) 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）

(※2) 5がんについて国指針通りに実施しており、かつ、前立腺がん等の指針外検査を実施していない自治体

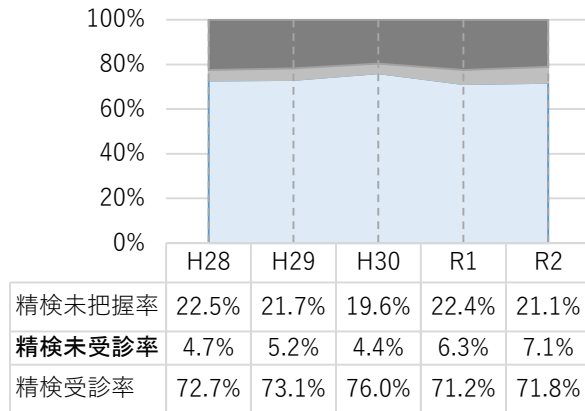
出典：東京都がん検診精度管理評価事業

分野別施策 がんの二次予防（検診の精度管理）

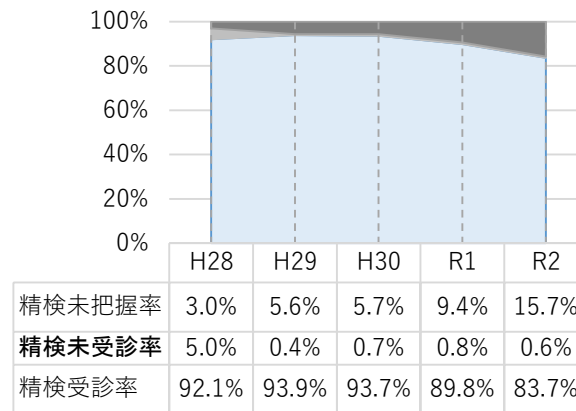
参考資料②

都内自治体が実施するがん検診に係る精密検査受診率等の推移

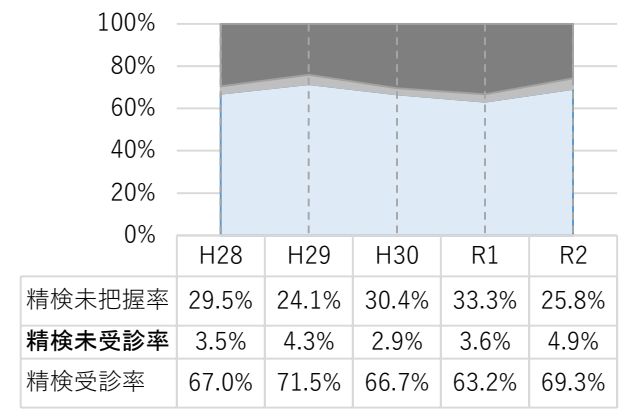
【胃がん検診(X線)】



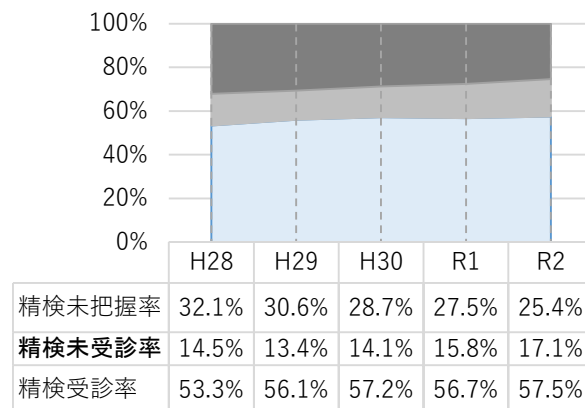
【胃がん検診(内視鏡)】



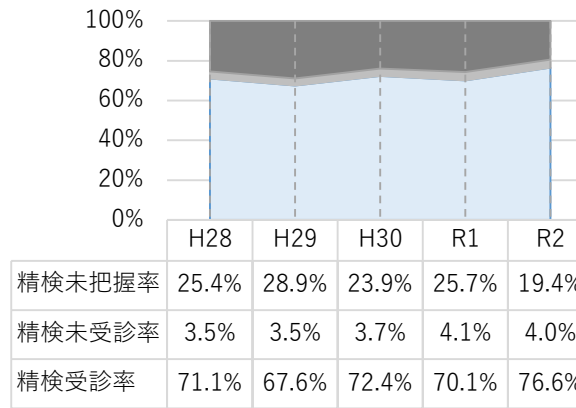
【肺がん検診】



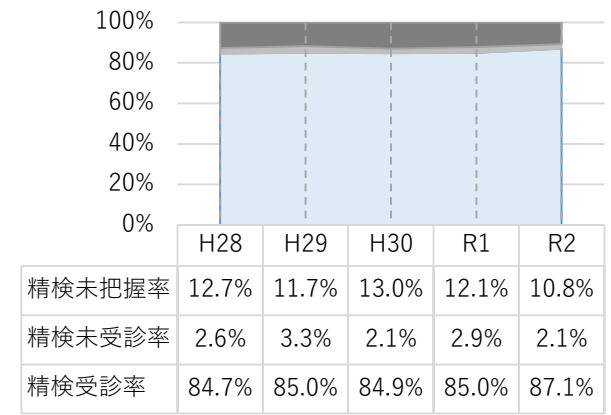
【大腸がん検診】



【子宮頸がん検診】



【乳がん検診】

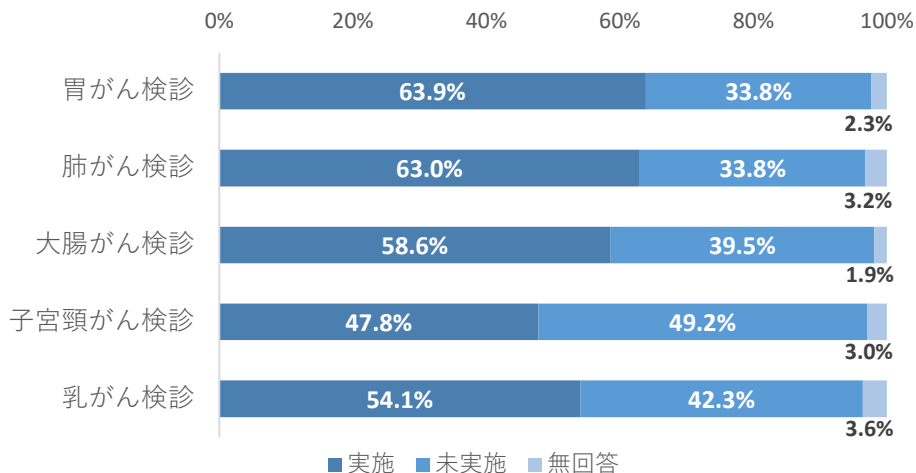


分野別施策 がんの二次予防（検診の精度管理）

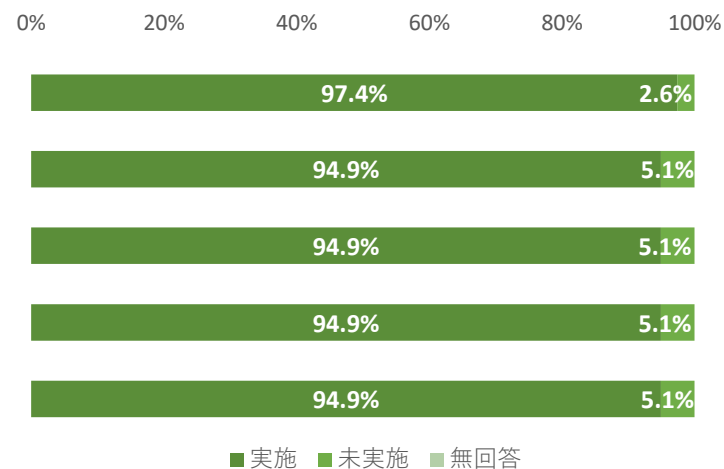
参考資料③

職域におけるがん検診の実施状況（正社員/組合員）

【事業所】 n=532

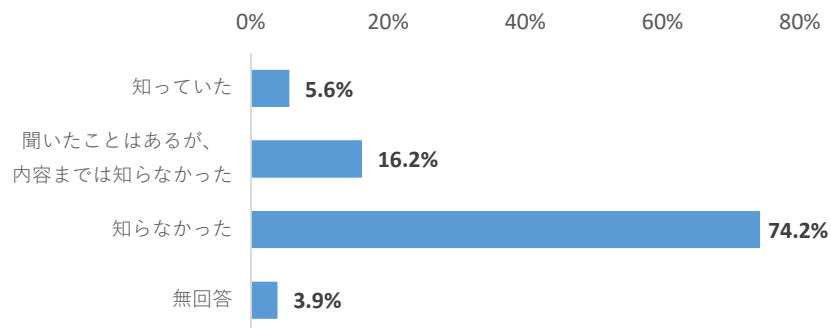


【健康保険組合】 n=39

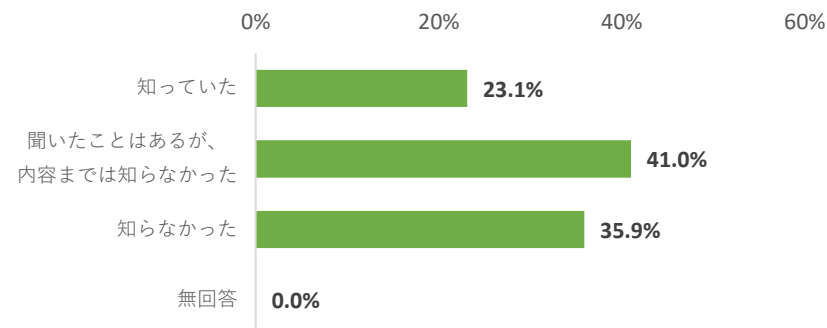


「職域におけるがん検診に関するマニュアル」の認知度

【事業所】 n=532



【健康保険組合】 n=39



分野別施策 がんに対する正しい理解の促進

現行の計画

【取組の方向性】

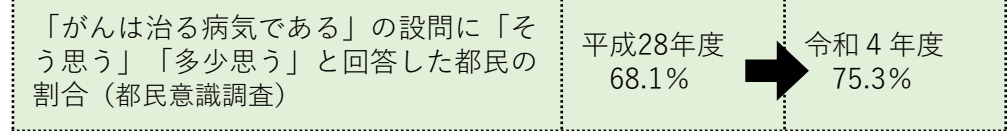
- ①学校教育における効果的ながん教育の実施
- ②あらゆる世代に対する理解促進及び啓発の実施
- ③職域におけるがんに対する理解促進

【目標】

- 「がんは治る病気である」の設問に「そう思う」「多少思う」と回答した都民の割合：増やす

現状・これまでの取組

○「がんは治る病気である」と回答した都民の割合は増加



●学校におけるがん教育

- 外部講師活用の推進
 - ・都立学校：外部講師を希望する学校への申請に基づく派遣調整
 - ・区市町村立学校：がん診療連携拠点病院及びがん患者・支援団体等のがん教育外部講師派遣調整窓口情報を区市町村教育委員会へ提供等
- 外部講師（候補者含む）に対する研修の開催
- 都内全公立学校にがん教育リーフレット及び活用の手引（教師用）を配布
- 教員を対象とした健康教育に関する講演会の開催

●あらゆる世代に対する健康教育及び普及啓発

- 区市町村の健康教育の取組状況の把握と情報共有の実施
- 区市町村が行うがん予防・早期発見の取組に対する財政的・技術的支援を実施

●職域におけるがんに対する理解促進

- 職域における従業員等を実施される健康づくり及びがん対策について普及啓発及び個別の取組支援を実施

課題

- ・引き続きリーフレット活用の推進に取り組む必要がある。
- ・引き続きあらゆる世代に対するがんに関する正しい理解を促進していく必要がある。

分野別施策 がんに対する正しい理解の促進

次期計画における施策の方向性（案）

- あらゆる世代の都民が、がんについて正しく理解することを目指す。

目標（案）

- 学校におけるがん教育の推進を図る。
- あらゆる年齢層を対象としたがん予防のための健康教育及び普及啓発を推進する。

- 参考：国指標

中間アウトカム	指標（データソース）
国民ががん予防や早期発見の重要性を認識し、がんを正しく理解し向き合う	<ul style="list-style-type: none"> ・「がんは、誰もがかかる可能性のある病気である」に対して「正しい」と回答した割合、「がん検診を受けられる年齢になったら検診を受けようと思う。」に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合（がん教育総合支援事業事業成果報告書） ・がんの新しい治療法に関する情報の中には、十分な科学的根拠がなく、注意を要するものがあると思う人の割合（世論調査（仮））
個別施策	アウトプット指標（データソース）
学習指導要領に基づく、児童生徒の発達段階に応じたがん教育を推進する。その際、各地域の実情に応じたがん教育の取組の充実とその成果の普及を図る	外部講師を活用してがん教育を実施した学校の割合（がん教育の実施状況調査）
都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、地域のがん医療を担う医師や患者等の関係団体とも協力しながら、必要な支援を行う	
【国及び地方公共団体、拠点病院等を中心とした医療機関】 患者やその家族等の関係団体等の協力を得ながら、がんに関する正しい知識の普及啓発に引き続き取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・がん情報サービスに含まれる項目数（国立がん研究センターからの情報提供） ・拠点病院等で実施した、がんに関するセミナー等の開催回数（総数）（現況報告書）
【事業主や医療保険者】 がん対策推進企業アクション等の国や地方公共団体の事業を活用することも含め、雇用者や被保険者・被扶養者ががんに関する正しい知識を得ることができるよう努める	がん対策推進企業アクションの参加企業数（厚生労働省）

分野別施策 がんに対する正しい理解の促進

取組の方向性（案）

●学校におけるがん教育の推進

- ・全公立学校の児童・生徒を対象に、それぞれの発達段階に応じたリーフレットを配布するなど、効果的ながん教育を実施
- ・教員を対象とした健康教育に関する講演会を実施し、がん教育に関する意識啓発と理解促進及び指導力の向上を推進
- ・医師やがん経験者などの外部有識者や関係部署等から構成する「健康教育推進委員会」において、外部講師を活用したがん教育のための連携体制を構築
- ・外部講師活用の推進として、都立学校に対して、外部講師を希望する学校への申請に基づく派遣調整を行う。また、区市町村立学校に対して、がん診療連携拠点病院及びがん患者・支援団体等のがん教育外部講師派遣調整窓口情報を区市町村教育委員会への提供を行う。
- ・外部講師（候補者含む）に対する研修を開催する。

●引き続きあらゆる世代に向けたがん予防のための健康教育を推進する。

- ・区市町村が行う健康教育の事例を収集し、先駆的な取組を地域に紹介するなど、情報共有を通じた地域のがん教育を推進
- ・都民ががん予防や早期発見の重要性を認識できるよう、様々な媒体を活用した効果的な普及啓発を実施
- ※がんの一次予防・二次予防に関する普及啓発の取組と併せて実施
- ・健康経営アドバイザーの活用等、企業が行う従業員の健康づくり・がん対策の取組を支援